

## Tax Indonesia / 2015 年 3 月 / 09 号

2015 年の税務調査戦略<sup>P1</sup> / 第 4 条 2 項 源泉税納税申告書の新書式の採用は延期<sup>P2</sup> / 付加価値税対象外のケータリングサービス<sup>P2</sup> / 電子申告・納税システム<sup>P3</sup> / 所得税法第 31 条 E 施行に関するさらなる指針<sup>P3</sup> / 第 19 条 1 項 免除 – 延滞税の支払に対するインセンティブ<sup>P4</sup> / 有料道路サービスに関する VAT<sup>P4</sup>

# TaxFlash



## 2015 年の税務調査戦略

本年の税収目標額の増加に伴い、インドネシア国税総局(DGT)は 2015 年度の税務調査による税収目標を昨年度の 3 倍となる、73.5 兆ルピア(約 59 億米ドル)に設定しています。この税収目標は税務調査戦略および計画とともに、2015 年 2 月 13 日付けの国税総局通達 No.SE-09/PJ/2015(以下「SE 第 9 号」)に明記されています。

国家税務調査戦略は納税者のコンプライアンス向上を意図したもので、特に以下の納税者に焦点を当てたものです。

### 1. 法人納税者:

- 租税条約の濫用が疑われる納税者
- オフショア事業体との間で移転価格取引を行っている納税者
- 石油、ガスおよび石炭産業に従事する納税者

### 2. 個人納税者:

- 中・高所得者
- 影響度の高い個人
- プロフェッショナル

興味深いことに、SE 第 9 号は税務調査官に対するいくつかの新規の業績評価指標を設定しています。詳細は以下の通りです。

#### 1. 合意済み税務査定書比率

この比率は、税務調査官の修正額に対する納税者の抵抗感の低減の度合いを参考することで税務調査の質が評価できるという前提に基いています。合意済み税務査定書比率は納税者が合意した税務査定額を税務査定額の過少支払額合計で割ることで計算されます。SE 第 9 号で設定された標準比率は 45% です。

#### 2. 未払税額修正比率

業績評価指標として利用されるもう一つの比率は、税務調査の結果から生じる未払税額の増加分です。この比率の計算は、納税申告の状態や税務調査が通常調査か、あるいは再調査かによって異なります。SE 第 9 号で設定された標準比率は 12% で、最高比率は 120% です。

#### 3. 還付税額差異比率

この比率は税務調査官が減額した還付税額に基づき計算されます。SE 第 9 号で設定された標準比率は 13% です。

## 第 4 条 2 項 源泉税納税申告書の新書式採用は延期

本年の始めに、国税総局は源泉徴収義務者からより多くの情報を得るために第 4 条 2 項源泉税納税申告書の書式を改訂する規則 No.PER-01/PJ/2015(以下「PER 第 1 号」)を公布しました。源泉徴収票の一覧にて報告が要求される預金、バンク=インドネシア短期証券(*Sertifikat Bank Indonesia/SBI*)および当座預金からの利子に関する情報について重大な変更がありました(「書式 I.3」)。PER 第 1 号の詳細は PwC TaxFlash 2015 年 7 号をご参照ください。

PER 第 1 号は 2015 年 3 月の源泉税納税申告(申告期限:2015 年 4 月 20 日)から適用を開始する予定でした。しかし、国税総局は 2015 年 2 月 20 日に別の規則 No.PER-08/PJ/2015 を公布し、採って通知があるまでは PER 第 1 号の適用を延期することを決定しました。

## 付加価値税対象外のケータリングサービス

新しい付加価値税(VAT)法(2009 年 VAT 法第 42 号)は、ケータリングサービスは VAT の対象外であると規定しています。2015 年 2 月 2 日、財務省は、VAT 対象外のケータリングサービスは顧客が指定する場所で食品と飲料を供給すること(また、これらを取り扱う上で必要な設備を有すること)を義務付ける規則 No.18/PMK.010/2015(以下「PMK 第 18 号」)を公布しました。ケータリングサービスにより提供される食品及び飲料もまた VAT 対象外となります。

その他の場所(店舗、売店、露天等)での食品および飲料の直接販売または注文販売は VAT の対象となります。

PMK 第 18 号の公布により、旧付加価値税法下でケータリングサービスを VAT の対象として規定した財務大臣法令 No.418/KMK.03/2003 は無効となります。

## 電子申告・納税システム

国税総局は電子申告・納税システムの利用に関して一連の規則を公布しました。これらの規則は 2015 年 2 月 13 日を発効日とします。

各規則の要点を以下にまとめました。

### 1. No.PER-03/PJ/2015 (PER 第 3 号): 電子納税申告書(E-tax)の提出

電子納税申告書の税務署(TSO)への提出は、郵送または宅配便等の従来の方法(例: 納税申告書のハードコピーおよびソフトコピーの提出)または下記の方法が利用できます。

1. 国税総局のウェブサイト
2. 電子申告(e-ファーリング)プロバイダのウェブサイト
3. 所得税年次申告書の様式 1770SS を使用する個人納税者に適用されるデジタル・ボイス・チャネル
4. 国税総局と納税者を接続するデータ・コミュニケーション・ネットワーク

上記のデジタル・ボイス・チャネルおよびデータ・コミュニケーション・ネットワークは国税総局により導入が進められている新規のシステムです。これらのシステムは現在開発中で、今後さらなる指針が公表される見込みです。

### 2. No.PER-04/PJ/2015 (PER 第 4 号): DJP オンラインシステムのセキュリティ

国税総局は「DJP オンライン」と呼ばれるワンストップのタックス・ポータルを導入しました。これは国税総局が運営する既存の e-ファーリングおよび e-ビーリング機能を統合したもので、申請状況の進捗度を確認できる新機能(e-トラッキング)を提供します。

DJP オンラインシステムの使用許可を受けるには、納税者はまず最寄りの税務署で ID 番号(e-FIN)を申請し、ポータルで個人情報を登録します。前年度の申請により既に e-FIN を取得した納税者は再度の登録は必要ありません。

PER 第 4 号は、追加のセキュリティ対策として電子証明書および電子トーケンによって DJP オンライン・タックス・サービスに提出された取引の認証を実行します。DJP オンラインにおいて電子証明書および電子トーケンによる安全対策が義務付けられる取引の種類は、国税総局が追って決定します。

### 3. No.PER-05/PJ/2015 (PER 第 5 号): アプリケーション・サービス・プロバイダについての規則

PER 第 5 号は電子納税申告書ソフトウェアのディベロッパーおよび e-ファーリング・プロバイダから構成されるアプリケーション・サービス・プロバイダ(ASP)に対する要件および義務を規定しています。公認 ASP に認定されるには、ASP は国税総局に申請し、システムの互換性を確認する標準テストを受けます。国税総局による公認 ASP の認定は 5 年間有効で、更新が可能です。

## 所得税法第 31 条 E 施行に関するさらなる指針

国税総局は、通達 No. SE-02/PJ/2015(SE 第 2 号)により第 31 条 E の施行に関する指針を公布し、これにより従来の通達 No. SE-66/PJ/2010(SE 第 66 号)は無効となります。

指針によって規定される重要な点を以下にまとめました。

1. 第 31 条 E 下の便益の適用は任意ではなく、その適用にあたって申請は不要です。
2. 恒久的施設は外国納税者に該当するため、当該便益の利用はできません。
3. 当該便益の適用にかかる総売上高の上限には事業活動による全世界所得およびその他の所得(返品・値引・割引の控除後で、且つ当該所得の取得・回収・維持にかかるコストの控除前の所得)が含まれます。
4. 第 31 条 E 下の便益は非ファイナルタックス所得から得られた課税所得のみに適用され、課税所得計算時において、政府規則 No. GR-46/2013 にて規定されるファイナルタックス所得も含めて全てのファイナルタックス所得および非課税物件は除外されます。
5. 第 25 条月次前払法人税の当年分も第 31 条 E の所得税率を用いて計算されなければなりません。

第 31 条 E を用いた未払所得税計算例が SE 第 2 号で示されています。

## **第19条1項 免除 – 延滞税の支払いに対するインセンティブ**

財務省は税収増加を目的とした取り組みの一環として、2015年2月13日付けで国税総則法第19条1項下の行政罰金（遅延利息）の取り消しに関する財務大臣規則No.29/PMK.03/2015（PMK第29号）を公布しました。第19条1項下の行政罰金（遅延利息）は一般的に税務査定、異議申立、控訴、司法審査の結果生じた未払税金が明記された期日までに支払われない場合に課せられます。

PMK第29号は、以下の条件全てに該当する納税者は未払税金に対する延滞税の免除が認められると規定しています。

- ・2015年1月1日以前に発生した未払税金がある
- ・2016年1月1日以前にその未払税金を支払う
- ・第19条1項下の行政罰金に係る未解決の督促状がある

当該行政罰金の取消措置について、納税者は自身が登記を行った税務署を通じて国税総局に申請書を提出することができます。この点に関する詳細な行政手続は財務大臣規則第29号に明記されています。

## **有料道路サービスに関するVAT**

国税総局はついに2015年3月2日付けで有料道路サービスのVAT徴収手続に関する規則No.PER-10/PJ/2-15（以下「PER第10号」）を公布しました。

PER第10号は2015年4月1日から有料道路サービスのVAT徴収を開始することを規定しています。有料道路通行券は、氏名、住所、有料道路サービス・プロバイダの納税者ID番号、並びにVAT課税ベースおよびVAT課税額が記載されれば、VATインボイスと同等であるとみなされます。有料道路通行券の金額にVATが既に含まれている場合、有料道路通行券にはその旨が明記されている必要があります。

上記の国際税務アップデートに関してご質問等がございましたら、お気軽に PwC の御社担当者までご連絡ください。

## Your PwC Indonesia contacts

**Abdullah Azis**  
abdullah.azis@id.pwc.com

**Adi Poernomo**  
adi.poernomo@id.pwc.com

**Adi Pratikto**  
adi.pratikto@id.pwc.com

**Ali Widodo**  
ali.widodo@id.pwc.com

**Alexander Lukito**  
alexander.lukito@id.pwc.com

**Andrias Hendrik**  
andrias.hendrik@id.pwc.com

**Anthony J. Anderson**  
anthony.j.anderson@id.pwc.com

**Anton Manik**  
anton.a.manik@id.pwc.com

**Antonius Sanyojaya**  
antonius.sanyojaya@id.pwc.com

**Ay Tjhing Phan**  
ay.tjhing.phan@id.pwc.com

**Brian Arnold**  
brian.arnold@id.pwc.com

**Enna Budiman**  
enna.budiman@id.pwc.com

**Engeline Siagian**  
engeline.siagian@id.pwc.com

**Gadis Nurhidayah**  
gadis.nurhidayah@id.pwc.com

**Hendra Lie**  
hendra.lie@id.pwc.com

**Ivan Budiarnawan**  
ivan.budiarnawan@id.pwc.com

**Laksmi Djuwita**  
laksmi.djuwita@id.pwc.com

**Mardianto**  
mardianto.mardianto@id.pwc.com

**Margie Margaret**  
margie.margaret@id.pwc.com

**Parluhutan Simbolon**  
parluhutan.simbolon@id.pwc.com

**Paul Raman**  
paul.raman@id.pwc.com

**Peter Hohtoulas**  
peter.hohtoulas@id.pwc.com

**Runi Tusita**  
runi.tusita@id.pwc.com

**Ryuji Sugawara**  
ryuji.sugawara@id.pwc.com

**Soeryo Adjie**  
soeryo.adjie@id.pwc.com

**Sutrisno Ali**  
sutrisno.ali@id.pwc.com

**Suyanti Halim**  
suyanti.halim@id.pwc.com

**Tim Watson**  
tim.robert.watson@id.pwc.com

**Tjen She Siung**  
tjen.she.siung@id.pwc.com

**Yessy Anggraini**  
yessy.anggraini@id.pwc.com

**Yuliana Kurniadjaja**  
yuliana.kurniadjaja@id.pwc.com

**Yunita Wahadaniah**  
yunita.wahadaniah@id.pwc.com

[www.pwc.com/id](http://www.pwc.com/id)

If you would like to be removed from this mailing list, please reply and write UNSUBSCRIBE in the subject line, or send an email to [maria.purwaningsih@id.pwc.com](mailto:maria.purwaningsih@id.pwc.com).

**DISCLAIMER:** This content is for general information purposes only, and should not be used as a substitute for consultation with professional advisors.

© 2015 PT Prima Wahana Caraka. All rights reserved. PwC refers to the Indonesia member firm, and may sometimes refer to the PwC network. Each member firm is a separate legal entity. Please see [www.pwc.com/structure](http://www.pwc.com/structure) for further details.